

IASBが、「投資者とその関連会社又は共同支配企業との間での資産の売却又は拠出」の修正の発効日の延期を提案

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focusは、一般のコメントを募集するため2015年8月に公表された公開草案ED/2015/7「IFRS第10号及びIAS第28号に対する修正の発効日」に示された、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案を要約したものである。

要点

- IASBは、限定的な範囲の修正「投資者とその関連会社又は共同支配企業との間での資産の売却又は拠出」の発効日を無期限に延期することを提案する公開草案を公表した。
- 本修正の早期適用は、引続き認められる。
- 提案された修正に対するコメントは、2015年10月9日まで募集されている。

なぜ本修正が提案されたか？

2014年9月に、IASBは、限定的な範囲の修正「投資者とその関連会社又は共同支配企業との間での資産の売却又は拠出—IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正」(本修正)を公表した。本修正は、企業とその関連会社又は共同支配企業との取引に関するものであった。本修正は、そのような取引において利得又は損失が認識される範囲は、売却又は拠出された資産が事業を構成するかどうかによることを示していた。

2015年2月に、IASBは、本修正をより詳細に明確化するための公開草案の公表のための最終段階にあった。公開草案では、本修正の発効日を当該明確化の発効日と合わせるために延期することも提案していた。しかし、IASBは、公開草案を公表せずに、当該論点を持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの中で取り扱うことを決定した。

提案された修正は何か？

リサーチ・プロジェクトがIAS第28号を改訂する結果となるのか、いつ改訂されるのか、改訂の発効日はいつになるのかは不明であるため、IASBは、本修正の発効日を今後IASBによって決定される日

まで延期することを提案する。IASBが発効日を提案する場合には、当該提案は一般のコメントを募集するために公開されるであろう。

見解

本修正の現在の発効日は2016年1月1日である。発効日を変更するために、延期の提案は2015年12月31日までに最終化されなければならない。それゆえ、IASBは、これらの提案のコメント期間を、通常与えられる120日の最短期間よりも著しく短い60日間とすることを許容する、デュー・プロセス監視委員会の承認を受けた。

経過措置とコメント期間

IASBは本基準の早期適用を認めていたため、IASBは現在存在する実務上の不統一に対応するために、早期適用を引続き認めるべきであることを決定した。IASBは、早期適用は不統一を増大させるものではないと結論付けた。

IASBは、発効日の延期の提案に対するコメントを、2015年10月9日まで募集している。

以上